

実を指摘し、「政府が国会に対し詳細な説明をしているところであり、これに付加して申しあげることはありません」と回答した。

神戸市に自宅のある三井は、東京と神戸を行き来し検察の裏金問題の追及を続けていたが、08年8月27日、最高裁は三井の上告を棄却した。

- 1 三井環著『告発！ 検察「裏ガネ作り」 口封じで逮捕された元大阪高検公安部長の「獄中手記」』（光文社、2003年5月発行）63頁
- 2 96年7月25日 朝日新聞朝刊、96年7月16日 大阪読売新聞朝刊
- 3 国の機関の情報公開は、村山政権が発足した94年6月、自社さの3党合意で早期の法制化が確認され、95年3月に行行政改革委員会の行政情報公開部会が発足。96年11月には要綱案がまとめられていた。情報公開法案は、通常国会と2度の臨時国会で計3回も継続審議になるなど紆余曲折を経たが、「早期成立」を求める市民団体側の強い要望を受けて99年5月によりやく成立。01年4月から施行されることになった。
- 4 三井環著『告発！ 検察「裏ガネ作り」 口封じで逮捕された元大阪高検公安部長の「獄中手記」』64頁
- 5 平成13（行ウ）7、文書不開示処分取消請求事件、2003年12月1日、仙台地方裁判所第2民事部判決。書類開示の請求は棄却した。
- 6 平成16（行コ）2、文書不開示処分取消請求控訴事件、2004年9月28日、仙台高等裁判所判決

第 6 章 専門職の 倫理と内部告発

1998年	金沢大附属病院で患者に無断で臨床試験
2000年	金沢大附属病院の講師が法廷で内部告発
2001年	日本原子力学会が倫理規程を制定
2003年	金沢地裁で金沢大学が敗訴
2004年	公益通報者保護法を制定
2006年	金沢大学が患者に謝罪する意向を表明

1 無断臨床試験を告発、教授に「アカハラ」された大学病院講師

金沢大学附属病院で講師を務める医師・打出喜義うちできよしは、同病院で患者に無断で臨床試験が行われた事実を法廷で内部告発した。

無作為に比較

発端は義弟の友人からの相談だった。同病院で妻が抗がん剤治療を受けているが、あまりに副作用がひどいという。1998年春、打出が職場で記録を見たところ、友人の妻は抗がん剤の臨床試験の対象になっていた。

その記録は「北陸GOG卵巣癌らんそうがん症例登録票」と題されていた。登録日は98年1月19日。担当医師は打出の同僚の7歳年下の講師。「当症例は選択条件を満たしています」という選択肢にチェックマークが入っていた。

「北陸GOG」というのは、打出の上司の教授が代表世話人を務める婦人科腫瘍しゅよう研究会のこと。

北陸GOGは当時、卵巣癌の「クリニカルトライアル」に取り組んでいた。卵巣癌の治療法を確立するため、高用量の抗がん剤を用いた二つの治療法を比較する。どちらの治療法をどの患者に用いるかは「無作為」に選ぶ。「患者本人またはその代理人に同意が得られた症例」を対象に登録することになっていたが、友人の妻の同意書はなかった。

ためらいはあったが、打出はありのまま友人に伝えた。その年の暮れ、友人の妻は死亡し、翌99年、その友人は病院の設置者だった国を相手に損害賠償請求訴訟を起こした。「無断で臨床試験の被験者ひけんしゃにされた」と訴えた。

あとから作った証拠

訴訟が始まると、被告・国は「無断臨床試験」の事実そのものを否定する主張を始めた。打出が見た記録とはまったく別の記録が法廷に証拠として提出された。

国から提出された証拠は、「北陸GOG卵巣癌症例登録票」と題されていた。登録日は1998年1月19日。担当医師は打出の同僚の講師。そこまでは打出が研究室で見た登録票と同じ内容だった。しかし、国から提出された登録票では、「当症例は選択条件を満たしています」という選択肢にチェックマークが入っておらず、代わりに「当症例は選択条件を満たしていません」という欄にチェックマークが入っていた。要するに、友人の妻は臨床試験の対象ではな

かった、ということの意味する。

これはどう見ても、あとから作った登録票であることは明白だった。

悩んだ末に打出は2000年、自分の手元にとってあった元の症例登録票のコピーを証拠として法廷に出すことに同意した。7月17日、第6回口頭弁論で、原告の代理人弁護士は次のように述べて、元の症例登録票のコピーを証拠として提出した。

「原告らは、国あるいは附属病院の自浄能力に期待し、その対応を見守ってきたが、被告は全面的に争い、しかも偽造されたことが明らかな症例登録票まで証拠として提出するに至っている。そこで原告らは決定的証拠を提出する」

9月27日、第7回口頭弁論で、打出の陳述書が証拠として提出された。そこには「同僚医師や上司の教授の不正についてこの陳述書を書くことは断腸の思い」とあった。

「私も産婦人科の教授の下で働く医局の一員ですので、どう対処すべきか困惑いたしております」

「診療記録や登録票などが出されれば、すぐ真相はわかることですから、速やかに裁判所の判断が出るものとおもっております」

「この不正を黙っていることは重大な犯罪であるとの思いで、この陳述書を書き、また証言も辞さないという決心をいたしました」

法務省も攻撃

反発は激烈だった。

打出の上司にあたる教授の陳述書が法廷に提出された。「今回、訴訟に打出医師が関与していることが明確となるに及んで、医局員全員あきれるばかりでありました」

七つ年下の同僚講師は、「患者へのインフォームドコンセントという今日の問題に名を借りた、教授に対する大義なき報復行為にほかならず、許し難いという感情を抑えられません」と記した陳述書を法廷に出した。

その同僚講師によれば、原告側から提出された元の症例登録票は、自席の後ろの書類ロッカーに保管していたもので、「第三者が自由に閲覧することはできない状態になっていた」と当人は主張した。「てっきり破棄したものとかかり思っておりましたので、このような形で裁判所に提出されるとは思っていませんでした」



「無断臨床試験」の告発者となった金沢大附属病院の医師・打出喜義

国側は元の症例登録票のコピーの入手方法を問題にした。

「刑事上の責任はさておくとしても、明らかに社会一般の常識からかけ離れた行為といわざるを得ない。かかる行為を行う打出医師の『正義』とははなはだ説得力に欠けるものがあり、その陳述書の内容もその信ぴょう性が疑われる」

国が裁判所に提出した書面には次のような記述があった。

「打出には病院内の人事に対する不満がうっ積している」

さすがにこの部分は法廷では陳述されなかったが、打出にすれば、法務省の訟務検事が憶測を公の場で主張しようとしたことが許し難かった。

2004年暮れ、職場の忘年会で打出は教授にこう言われた。

「なぜ君はここにいるのか？」

職場の同僚たちの前でそう言われたことが打出には悲しかった。

「研究至上主義で患者軽視」

2003年2月17日、金沢地裁は慰謝料165万円の支払いを国に命じる判決を言い渡した。

「患者に対する説明と患者の同意を得ることなく、クリニカルトライアルの対象症例として登録し、トライアルの取り決めにしたがった治療をした医師の行為は、患者の自己決定権を侵害

する不法行為であるとともに、診療契約にも違反する債務不履行にも当たるといふべきである」

打出の証言と元の症例登録票のコピーが遺族勝訴の決め手だった。

被告・国は控訴したが、05年4月13日、名古屋高裁金沢支部は72万円に減額した慰謝料を支払うよう国に命じる判決を言い渡した。

「一般に、医師は、診療契約上の義務として、患者に対し、最善の医療行為をするべき責務を負っている。医師は、患者をクリニカルトライアルの対象症例として登録するにあたっては、患者に対し、クリニカルトライアルの目的、治療への影響などについて説明し、その同意を得る義務があった。本件説明義務違反は、診療契約上の債務不履行に当たり、また、患者に対する不法行為にも当たるものといふべきである」

05年4月27日、金沢大学は上告断念を決めた。

打出は05年7月、金沢大学の学長に「臨床試験の被験者にされた患者さんやご家族に大学として一刻も早く誠意ある対応を」と求めた。06年1月13日、大学の調査委員会は23の事例について、「医師側から患者に十分な説明がなされたことを示す文書は存在しなかった」とする報告書をまとめた。4日後の17日、大学は原告を含め24例について本人や遺族に謝罪する方針を記者に明らかにした。¹

打出はまた、大学のハラスメント調査委員会に対し、教授から受けた仕打ちを訴えた。06年1月17日、学長が教授に対し文書で嚴重注意した。ハラスメント調査委は打出に対し、「訴えのあった事項のうち退職勧告についてはハラスメントと認定し、それ以外の事項については、明確にハラスメントと判断することができなかった」と説明した。ハラスメント調査委は、「教授の研究至上主義による患者軽視」についても特に指摘したという。

金沢大学の産婦人科学教室ではその後も、その教授が打出の上司であり続けた。「不法行為」に手を染めた講師も打出の同僚であり続けた。

2 技術者の公開義務と守秘義務

原子力学会で

日本原子力学会は2001年に倫理規程を制定した。その中にあった次の規定が議論を呼び起こした。

「会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを

速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない」

大学や電力会社、メーカーなど原子力界の中枢にいる会員たちに、「内部告発」の重い義務を心がまえとして負わせたのだ。

制定に至る過程では反対意見もあった。ある会員は次のように主張した。

「会員が公務員の場合には公務員法違反を、会員が民間人である場合には損害賠償などの責任を負う可能性を、学会として推奨しており、まったく不適切」

原子力学会の倫理委員会はこれに対し、根源的な反論を示した。

「万一法律に欠陥があり、それを守ることが公衆の安全を損なうことになるなら、これは本当に難しい状況ですが、法律に反しても適切な行動をとるべきだと思います」

内部告発者を守る能力が現在の学会にはなく、個人の責任で行動してもらわざるをえないことと、内部告発の前に他の手段を探るべきであること、法律違反を教唆する意図ではないことなど種々の補足をしつつも、倫理委は「一段上のモラルを」と言い切った。

05年、議論になった規定は次のように微修正された。

「会員は、公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけるとともに、必要やむを得ない場合は、たとえ守秘義務違反に係る情報であってもその情報を開示する等により、公衆の安全の確保を優先させる」



132

ルポ 内部告発

ルポ 内部告発

なぜ組織は間違うのか

奥山俊宏

Okuyama Toshihiro

村山 治

Murayama Osamu

横山蔵利

Yokoyama Kuratoshi

社会正義か

朝日記者が描く迫真の人間ドラマ!!

組織への 忠誠か

朝日新書

定価 本体760円 + 税

奥山俊宏 村山 治

横山蔵利

朝日新書

¥760



9784022732323



1920236007606

ISBN978-4-02-273232-3

C0236 ¥760E

朝日新聞出版

定価： 本体760円 + 税

奥山俊宏

おくやま・としひろ

村山 治

むらやま・おさむ

横山蔵利

よこやま・くらし

1966年生まれ。89年、東京大学工学部卒業。同年、朝日新聞記者。2006年から特別報道チーム。其著に『偽装請負』（朝日新書）。

1950年生まれ。73年、早稲田大学政経学部卒業。毎日新聞記者。91年、朝日新聞記者。現在、編集委員。著書に『市場検察』（文藝春秋）。

1962年生まれ。89年、早稲田大学卒業。同年、朝日新聞記者。東京社会部、北海道報道部などを経て、現在、釧路支局長。

■登場する「告発者たち」「主な事件」

検察「調活費」疑惑→三井環・元大阪高検公安部長
ミートホープ偽装牛ミンチ事件→70歳の同社元常務
ヤミカルテル告発、
虐げられた32年間→元トナリ運輸・串岡弘昭氏
三菱自動車の欠陥車隠し
ニチアス・栗本鉄工所の建材偽装
食の偽装→石屋製菓の「白い恋人」、船場吉兆……